

中小企業等の活力向上に関する現状・課題と今後の取組について

資料 1

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、中小企業が持続的な賃上げを実現するには、**価格転嫁・取引適正化**が極めて重要。このため、毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」の実施や、業界ごとの取引慣行の改善など、関係省庁が一丸となって取り組む。

	現状・課題	今後の取組方針
1. 価格交渉・転嫁対策	<ul style="list-style-type: none">● 昨年11月：2023年9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果を公表。<ul style="list-style-type: none">・「価格交渉」は、「発注企業からの申し入れにより、交渉が行われた」割合が約2倍に。価格交渉しやすい雰囲気は、徐々に醸成。・「価格転嫁」は、コスト全体の価格転嫁率が微減したものの、「全く転嫁できなかった」企業の割合は減少するなど、価格転嫁の裾野は広がつつある。● 1月12日、220社の「交渉・転嫁の状況」を示す企業リストを公表。	<ul style="list-style-type: none">● 2023年9月の価格交渉月間を踏まえ、交渉・転嫁の状況の芳しくない約20社の経営トップに対し、事業所管大臣名で指導・助言する。● 2024年3月の月間に合わせ、労務費を含め価格転嫁が更に進むよう、以下を実施。<ul style="list-style-type: none">①昨年11月に内閣官房・公取委が公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が、交渉の現場で活用されるよう、経済団体・業界団体・中小企業等への説明会等を実施。②下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を改定し、発注者・下請事業者が、「労務費指針」に沿った行動を適切に取る旨や、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す旨を定める。
2. 業界ごとの自主行動計画の改定・徹底	<ul style="list-style-type: none">● 全国で300名の下請Gメンによる年間約1万2千件のヒアリングを通じ、業種ごとの取引実態や課題を把握・分析。● 昨年4月開催の本WGにて、下請Gメンの情報・分析に基づき、業種ごとに、取引慣行の課題や改善点について、<ul style="list-style-type: none">・取引適正化の「自主行動計画」に記載がない事項は明記し、・記載のある事項を実行するための「徹底プラン」を作成するよう、事業所管省庁を通じ、各業界団体に要請。	<ul style="list-style-type: none">● 自主行動計画の改定・徹底については、<ul style="list-style-type: none">① 全23業種57団体のうち、本年3月までに23業種54団体が、取引方針の改善に向け、自主行動計画の改定や、徹底プランを作成。（※3団体は、改善指摘なし）また、5業種10団体が新規策定。② 2024年問題など厳しい状況に直面するトラック業界に関し、「荷主の立場で適正な運賃水準に配慮すること」を各自主行動計画に追記。 ⇒ 上記を踏まえた自主行動計画が、現場で実行されるよう徹底。（実態調査等）● 「振興基準」の改定に伴い、各業界団体は、労務費の適切な転嫁に向けた交渉のあり方や、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す取組について、各業種の実情に即した形を検討し、「自主行動計画」に反映。加えて、パートナーシップ構築宣言を行う旨を、自主行動計画に盛り込む。 ⇒ 次回の本WGにおいて、取組状況をフォローアップする。
3. その他取引適正化への取組	<ul style="list-style-type: none">● 1月18日、公正取引委員会・中小企業庁が、法違反等が多く認められる27業種に対して実施した「法遵守状況の自主点検フォローアップ」の結果を公表。● 約束手形について、支払いサイト（＝手形の手交日から、現金入金日までの期間）を、60日以内とするよう発注者へ要請。2024年に、60日超を下請代金法に基づく指導対象とする旨を検討中。● 「型」について、下請に保管させる際の保管料の支払い等を規定。昨年、違反事例を、下請代金法に基づき、初めて勧告。	<ul style="list-style-type: none">● フォローアップ結果に基づき、取引環境の改善に向けて、取組を進める。● 約束手形については、「現金化までの期間が60日を超える手形等を指導対象とする検討」について、2024年を目途として結論を得よう取り組む。また、「2026年の約束手形の利用の廃止」を見据え、手形の廃止に向けて手形を用いていた取引慣行の見直しなど、働きかけの強化に取り組む。● 「型」について、厳正な法執行を行うとともに、「型」取引の適正化について業界への徹底に取り組む。